

ヘルメット
購入補助付

自転車安全利用講習会

を開催します!

講習受講者は、受講後、ヘルメット購入補助を受けることができます。



講習内容

自転車の安全な乗り方・ヘルメット着用の有効性・名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の説明・事故情勢など

対象者



65歳以上の部

名古屋市内にお住まいの
昭和30年4月1日以前に生まれた方



小学生の部

名古屋市内にお住まいの6歳以上13歳未満の小学生
(但し、保護者との受講が必須です。)

会場・日時

「講習会の開催」の欄に○がある会場で開催します。

65歳以上の部 午前10:30から

小学生の部 午後2:00から / (各1時間程度)

区	日程	会場	講習会の開催	
			65歳以上の部	小学生の部
千種区	8月19日(月)	千種区役所講堂	○	○
東区	8月21日(水)	東区役所講堂	○	△
北区	9月7日(土)	北区役所講堂	○	○
西区	9月4日(水)	西区役所講堂	○	△
中村区	8月5日(月)	中村区役所講堂	○	○
中区	8月7日(水)	中区役所ホール	○	○
昭和区	9月6日(金)	昭和区役所講堂	○	△
瑞穂区	8月16日(金)	瑞穂区役所講堂	○	○

区	日程	会場	講習会の開催	
			65歳以上の部	小学生の部
熱田区	8月23日(金)	熱田区役所講堂	○	△
中川区	8月26日(月)	中川区役所講堂	○	△
港区	7月30日(火)	港区役所講堂	○	○
南区	8月2日(金)	南区役所講堂	○	○
守山区	8月8日(木)	守山区役所講堂	○	△
緑区	9月3日(火)	緑区役所講堂	○	△
名東区	8月30日(金)	名東区役所講堂	○	△
天白区	8月20日(火)	天白区役所講堂	○	○

●支所管内でも開催します(「65歳以上の部」のみの開催です)

65歳以上の部 午後2:00から(1時間程度)

区	日程	会場
楠支所	12月13日(金)	楠地区会館
山田支所	12月18日(水)	山田地区会館
富田支所	12月16日(月)	富田地区会館
南陽支所	12月11日(水)	南陽地区会館
志段味支所	12月19日(木)	志段味地区会館
徳重支所	12月17日(火)	徳重地区会館

●お住まいの区以外の会場でも受講することができます。

**講習会
参加方法**

当日会場で受け付け
[受付開始時間]
講習会開始の1時間前から

定員

65歳以上の部 先着200名
小学生の部 先着200組

持ち物

印鑑を持参ください(朱肉で押す印鑑)
(自転車は必要ありません)



自転車安全利用講習会を受講された方は、 受講後、ヘルメット購入補助を受けることができます。

ヘルメット補助金について

補助額

ヘルメット1個につき、
購入額の2分の1

(上限2,000円、100円未満切捨て)

補助対象者

- 名古屋市にお住まいの
昭和30年4月1日以前に生まれた方
(但し、講習会を受講した方に限ります。)
- 名古屋市にお住まいの小学生
(但し、保護者と講習会を受講した方に
限ります。)

ヘルメット購入補助の流れ

1

講習会
受講

講習会を受講し、書類を受け取ります。

2

ヘルメット
購入

ヘルメットを取り扱いしている
店舗などで購入します。
購入する際に、領収書をもらいます。

3

書類提出

講習会にて受け取った書類に
必要事項を記入し、
市役所に郵送または区役所に持参します。

4

補助金の
受け取り

指定の銀行口座に補助金が
振り込まれます。

ご注意

ヘルメットの購入補助は、講習会を受講した後でないと申請できません。
それ以前に購入されたヘルメットは補助の対象となりませんのでご注意ください。

自転車乗車時の ヘルメット着用について

- ・名古屋市では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成29年4月施行)」により、
高齢者(65歳以上の方)のヘルメット着用が努力義務となっています。
- ・子どもについては、道路交通法で**13歳未満の子の保護者に対し子にヘルメットを着用させる努力義務**が課されています。(道路交通法第63条の11)

事故で頭部を損傷すると、
死亡や重傷化のリスクが
高まります。重大な事故を
防ぐため、頭部を保護する
ヘルメットを着用しましょう!



自転車損害賠償保険等の加入義務化

名古屋市では条例により、自転車損害賠償保険等への
加入が義務となっています。(平成29年10月施行)

お問い合わせ先

名古屋市市民経済局地域安全推進課

☎(052)972-3040 FAX(052)972-4823